



日誌第一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第二十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第三十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第四十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第五十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第六十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第七十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第八十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十一 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十二 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十三 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十四 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十五 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十六 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十七 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十八 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第九十九 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部
 日誌第一百 東部地区 衛生部 衛生部 衛生部

午前十時一分 開会

○議長(石川信義君) ただいまから昭和四十五年又二回福生市議会臨時
 会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

○議長(石川信義君) これより日程に入ります。

日程第一 今議録署名議員の指名を行います。

今議録署名議員の指名は、今議規則百三十二条の規定によ

り議長において

四番 小堺仁七君

五番 森田香雄君

六番 高波 忠君

以上三名を指名いたします。

○議長(石川信義君) この際報告事項がありますので、事務局長を

して諸般の報告をいたします。

(島田議会事務局長報告)

一、才一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議案説明員の出席要求について(別添参照)

四、五月分創月本納検査実施結果報告(別添参照)

六、六月分創月本納検査実施結果報告(別添参照)

七、議案の訂正について(別添参照)

○議長(石川信義君) 以上で報告事項は終了です。

○議長(石川信義君) 次に日程ヤニ会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。 議会運営委員長仲沢弘え君

(議会運営委員長 仲沢弘え君登壇)

○議会運営委員長(仲沢弘え君) ご指名がありましたので議運における審議の経過と結果について申しあげます。

委員会は、去る八月十一日午前十時から全委員の本席を得て開催し、今次臨時会における会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては本日一日限りとしてお願いいたそうとの決定をみました。

理由といたしましては、提案の案件も少なくつと詳細にわたる説明を聴することにより納得いただけるものと判断をいたしましたためである。また陳情については今議規則の定めるところにより所管の委員会に付託することとされている。 これらを勘案しての結果であります。

よろしくご検討のうえ委員会の決定に同調されますようお願いいたします。 簡単ですが報告いたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長の報告は終了しました。

おはかりいたします。 会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり八月十七日の一日間と決定いたしましたと思っておりますがこれに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。 よって今期は一日間と決定いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三議案ヤ五十九号福生市の条例用語等の整備に関する条例を議題といたします。

本件につきましては朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。 総務課長高水求君。

（総務課長高水求君登壇）

○総務課長（高水求君） ご指名がございましたので議案ヤ五十九号福生市の条例用語等の整備に関する条例につきまして説明を申しあげます。

本件につきましては、先日の全員協議会の席上でも若干ふれておるわけでございますが、福生市が福生市になることにちなみまして条例等の整備が行なわれました。 それにつきまして各条例によりましていろいろ古いのや新しいのまでたくさんありますが、その中に用語の使用方法がまちまちであります。 これにおきま

て条例等各市、東京都等に送付いたします。 ともありますので、この際合せてこの法令用語の統一をしたいと、これは法令用語の改善実施要綱というものが内閣の法制局から国語審議会の中に法律公用文部会というのがあります。 その答申に基づきまして法制局で示されたものでございます。 従いまして今後この上覧に掲げてあるものはすべて下覧に改めたいというものでございます。

よろしく慎重に審議してくださいましてご決定くださるようお願い申しあげまして、簡単ですが説明にかえさせていただきます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。 これより本案に対する質疑を行ないます。

（応答なし）

○議長（石川信義君） 以上で質疑は終了します。

○議長（石川信義君） 七番岩田博君

○七番（岩田博君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。 議案ヤ五十九号については、各員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり」

議長（石川信義君）おはかりいたします。

ただいま岩田博君より所定の賛成者を得て、本案は承員会付託並びに討論を省略したたちに採択されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに「異議」ござりませぬか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって本案は承員会

付託および討論を省略し、ただちに採択決することと決定いたしました。

議事録

議長（石川信義君）こいより議案ヤ五十九号福生市の条例用語等の整

備に関する条例を採決いたします。

議事録

議長（石川信義君）本案は原案どおり決するに「異議」ござりませぬか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案ヤ五十九

号は原案どおり決いたしました。

福生町議会

議長（石川信義君）次に日程ヤ四議案ヤ六十号福生市議会承員会

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長休憩」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）ただいま休憩の動議が提出されましたが、……

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）それでは休憩することと決定いたしました。

午後十時十二分 休憩

午後十時十四分 開議

議長（石川信義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

十二番末次性男君

（十二番末次性男君登壇）

十二番（末次性男君）ご指名がありましたので提案者を代表して私から提案理由のご説明を申し上げます。

理事者においては法令用語実施要綱の定めるところにしたがい、わかりやすい用語を使用するために、条例規則規程等の用語を統一することにかんがみまして、議会においても関連がありますので、これを準用して用語の統一をする必要にせまられましたので、ここに提案申しあげた次第であります。

よろしくご審議のうえご決あらんことをお願いいたしまして説明いたします。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

（応答なし）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

七番（岩田博君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第六十号については、委員會付託および討論を省略し、ただちに採決さることを望みます。

（「賛成」という者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。

福生町議会

ただいま岩田博君より所定の賛成者を得て、本案は委員會付託および討論を省略し、ただちに採決さるべき日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって本案は委員會付託および討論を省略しただちに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 以上より議案第六十号福生市議会委員會条例の一部を改正する条例について採決いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案第六十号は原案のとおり決いたしました。

議長（石川信義君） 日程第五議案第六十一号福生市議会會議規則の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は朗読を省略しただちに本案に対する提案理由の説明を求め

ます。二十番仲沢弘之君。

二十番 仲沢弘之君登壇。

○二十番 仲沢弘之君。ご指名がありましたので提案者を代表して私から提案理由の説明を申しあげます。

ただいままでに理事者および末次議員より提案しまた説明いたしましたように議会の会議規則におきまして用語の統一を必要に迫られましたので、お手もとに配付の内容のよう規則の一部を改正しようというところでここに提案申しあげた次第でございます。

よろしくご審議のうえご決あらんことをお願いいたしまして説明といたします。

○議長 石川信義君。以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（応答なし）

○議長 石川信義君。以上で質疑を終ります。

○議長 石川信義君。七番 岩田 博君。

○七番 岩田 博君。この際動議を提出いたします。

福生町議会

ただいま議題となっております。議案第六十一号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決をいんことを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり。

○議長 石川信義君。おはかりいたします。

ただいま岩田博君より所定の賛成者を得て、本案は委員会付託ならびに討論を省略し、ただちに採決をいん旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり。

○議長 石川信義君。ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託および討論を省略したちに採決することに決定いたしました。

○議長 石川信義君。これより議案第六十一号 福生市議会会議規則の一部を改正する条例について採決いたします。

○議長 石川信義君。本案は原案とおりますに異議ございませんか。

○議長 石川信義君。ご異議なしと認めます。よって議案第六十一号は原案とおり採決いたしました。

福生町議会

議長（石川信義君） 次に日程第六議案第六十三号福生市自治会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本果は朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求めます。福祉事務局長森田猛君

（福祉事務局長 森田猛君 登壇）

議長（石川信義君） 指名によりまして議案第六十三号福生市自治会館条例の一部を改正する条例について説明を申しあげます。

提案理由にも明記してございますが、自治会館の名称変更と使用制限の範囲について改正しようとするものでございます。

自治会館につきましては昭和三十五年に西多子自治会館、昭和三十九年に福生自治会館となつたわけでございますが、この自治会館につきましては将来改築等が考えられますので、その財源となるべき補助金等の獲得が有利になるために市民会館と改正しようとするものでございます。なお四条には自治会館の使用制限があるわけでございます。これには三つばかりありまして防犯または風俗を乱すおそれがあるとき、会館を破

損するおそれがあるとき、その他市長が管理上必要があるときという規定になつておるのでございますが、最近この使用につきまして賭博事件もございましてこの点を明確にするために、営利を目的とする行為につきましてもやはり許さないというふうに改正いたしました。市民の誰にも使つていただくという趣旨のものでございます。

なおこの条例の施行は本年の九月一日からとし、この条例の施行前、従前の規定によつて許すを与えたものにつきましては、許すを受けたいものとすばすというふうに改正しようとするものでございます。

ようしく慎重な審議のうえに決定されますようお願いいたしまして、簡単に申し上げますが説明にかえさせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本果に対する質疑を行います。

（応答なし）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

七番（岩田博君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第六十三号については委員会付託

ならいに討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）おはかりいたします。

ただいま石田博君より所定の賛成者を得て、本案は委員会付託ならいに討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに「異議ござりませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって本案は委員会付託ならいに討論を省略したことに採決することに決定いたしました。

議長（石川信義君）このより議案六十三号福生市自治会館条例の一部を改正する条例について採決いたします。

議長（石川信義君）本案は原案のとおり決するに「異議ござりませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案六十三号は原案のとおり決いたしました。

福生町議会

議長（石川信義君）次に日程ヤ七議案六十三号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算（ヤニ号）を議題といたします。

本件につきましては朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。企業調査室主幹生子国利君

（企業調査室主幹生子国利君登壇）

企業調査室主幹（生子国利君）議案ヤ六十三号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算ヤニ号について説明申しあげます。

今回の補正予算は防犯施設周辺整備等に関する法律ヤ四条にもとづき、生活環境施設の整備を対象とした補助事業であり、福生病院看護学院の改築に対する国庫補助に関する補正予算でござりまして、補正の内容といたしましてはまず、補正額が八十八万二千四百四十円を追加し、予算総額を十一億五千七百二十万二千四百四十円とするものでござります。

次に国庫支金におきまして、国庫補助金の追加額は二千四百四十円でありまして、この算定基準は看護学院の防音改築費でありまして、この面積が四百九十五平方メートル、約百五十坪でござります。総額

業費二千八百五十万九千円に對する基準補助額であり、今回の補正によつて国庫支出金は一億六千六百六十六万六千円となり、支出合計は十一億五千七百二十一万二千円となる次でござります。

次に支出につきます。これは間接事業補助の關係から予算執行の区分を明確にするため、経生費に福生病院は屬准看護学院防音改築費の科目を新設して予算措置し、支出において国庫補助金が含まれております。事務費補助に對する自個負担の事務費一万三千円を加えて二千五百七千円を追加し保健経生費の総額を一億三千七百三十三万二千円とし、自個負担の事務費は予備費をもって措置いたしました次であります。支出合計は支出合計と同額の十一億五千七百三十三万二千円となり、最終的には看護学院の防音工事に對する国庫補助金は二千四百四万四千円から事務費負担の三万七千円を差引いた二千四百七千円を補助するということになるわけで、これは五頁の節の十九番にあるとありでござります。

なおこの予算が決定いたしますと内示決定は本日東京都国民保険連合會に對して行ないまして、書類の提出を九月二十五日まで市

が受けましてそれを三十日まで防行庁に提出することになっております。

以上雜々ばくな説明でござりますが、慎重に審議のうえご決定なさるようお願い申しあげまして説明にかえさせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に對する質疑を行ないます。

議長（石川信義君） 九番大野行夫君

九番（大野行夫君） 本補正予算は先日防行庁の告示によってござります。うになつた案件であると思われ、地方公共団体が医療法人に對して中間的なこのような補助金の行為を行なうことが地方自治法との関連からみてどのようなふうにあるか、地方自治法と照らし合せましたときどのようなふうにあるかを提案されたかお願いいたします。

企画調査室主幹（生子国利君） 休憩願います。

議長（石川信義君） 暫時休憩いたします。

午後十時三十分休憩

(八番中里元一君欠席)

午前十時四十一分開議

○議長(石川信義君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(石川信義君) 企画調査室主幹生子国利君

○企画調査室主幹(生子国利君) 大野議員二人のご質問の基地周辺の整備に

関する法律、先きほど申しあげましたオ四条でございますが、オ四条には生活環境または事業経営の安定に要する施設の整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対して政令に定めるところによりその予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができるということで、この生活環境施設という対象に看護学院がなると思われます。

それと同時に自治法についてはオ二百三十三条の二において家附または補助で、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては家附または補助をすることとができる、ということを受けて交付するということになります。

○議長(石川信義君) 九番大野行夫君

○九番(大野行夫君) ただいまの説明で概略わかりましたか、入ってか

福生町議会

ら補助金をそのまま相手に七五%渡してその後におけるいっさいは向うでやるという責任のまったくない行為になりますけれども、その辺について工事完了後の問題が起きたときの責任はどちらがとるのか、こちらには監督権はないわけでござります。

○企画調査室主幹(生子国利君) 補助金でござりますので事業そのものについては市が責任をもつということで、補助には一応の監督権があります。すが、実質の工事や工期の申し入れは十分できると思われます。

○九番(大野行夫君) その点については、理事者においても万全の体制をえて本件を運営することをお願いいたします。

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○議長(石川信義君) 七番 名田 博君

○七番(名田 博君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ六十三号については、委員交付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。

議案オ六十三号 陳九